

公印省略

2 薬 第 7 3 6 号
令和 2 年 6 月 2 5 日

関係団体の長 殿

福岡県保健医療介護部長
(薬 務 課)

6 月 1 9 日以降の新型コロナウイルス感染症の感染防止対策等の
周知について (依頼)

本県の薬務行政に日頃からご理解、ご協力を賜りありがとうございます。

さて、令和 2 年 6 月 8 日 2 薬第 5 9 1 号福岡県保健医療介護部長通知にて、**SNS** や **WEB** サイト等により貴会会員への周知を依頼したところです。

今般、北九州市における自粛要請等の措置が 6 月 1 9 日から解除されたことを受け、別添のとおり 6 月 1 9 日以降の取り組みを反映した広報素材を作成しましたので、御活用の上、貴会会員へ広く周知していただきますようお願いします。

【県民の皆様へ】引き続き、感染防止対策への取組みをお願いします。

福岡県では、急激に感染者が増加していた北九州市の感染状況が落ち着いたため、6月19日以降、全県的に外出自粛や休業要請を解除しました。

今後は、感染の再拡大の防止を図りながら、社会経済活動のレベルを上げていくことが必要となります。自分、家族、社会を守るため、県民、事業者の皆様に対して、次の取組みをお願いします。

<外出について>

- ・6月19日以降、北九州市民に対する県内外への不要不急の外出自粛要請を解除する。北九州市を含む全県において、北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県への移動についても6月19日より解除する。
- ・引き続き、外出の際には、目的地の感染状況に十分注意を払うこと。また、各人による感染防止策を徹底するとともに、感染防止策が不十分な場所への外出を避けること。

<新しい生活様式の実践>

感染拡大を予防する「新しい生活様式」である、マスク、手洗い、人との距離、三密の回避や、生活の各場面ごとの新しいスタイルについて、それぞれの日常生活に応じて実践を図ること。

※「新しい生活様式」とは、飛沫感染や接触感染、近距離での会話への対策をこれまで以上に取り入れた生活様式

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid-19-new-customs.html>

※気温・湿度が高い中でのマスクの着用は、熱中症のリスクが高くなるおそれがあることから、「屋外で人と十分な距離(2m以上)を確保できる場合には、マスクを外す」、「周囲の人と十分な距離(2m以上)を確保できる場所で、マスクを一時的に外して休憩する」など、適宜マスクを外すことで、熱中症の予防を図ること

<催物(イベント等)の開催>

・催物の開催にあたっては、以下を目安として、徹底的な感染防止策を講じて開催すること。

【6月19日～7月9日】

屋内:1000人以下、かつ収容定員の半分程度以内の参加人数

屋外:1000人以下、かつ人と人との距離を十分確保(できるだけ2m)

【7月10日～7月31日】

屋内:5000人以下、かつ収容定員の半分程度以内の参加人数

屋外:5000人以下、かつ人と人との距離を十分確保(できるだけ2m)

【8月1日～】

屋内:収容定員の半分程度以内の参加人数

屋外:人と人との距離を十分確保(できるだけ2m)

- ・全国的な人の移動を伴うような規模の大きなイベント(スポーツの試合等)については、6月19日以降、まずは無観客で開催し、7月10日以降は上記の要件に基づき開催すること。
- ・祭り、花火大会、野外フェスティバル等、人数の管理が困難な行事のうち、全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや、参加者の把握が困難なものについては、中止を含めて慎重に検討すること。なお、8月1日以降については開催も可能とするが、人と人の距離を十分確保(できるだけ2m)すること
- ・地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって、参加者がおおよそ把握できるものについては開催可能とする。
- ・リスクへの対応が整わない場合は、主催者は、中止又は延期などの慎重な対応を行うこと。

<施設の休業等>

- ・6月19日以降、北九州市内の接待を伴う飲食店、ライブハウスに対する休業要請を解除する。
- ・すべての施設について、開業する場合には、「四方を空けた席配置」、「客の入れ替え時の適切な消毒や清掃」など、施設類型ごとに示す適切な感染防止対策を確実に講ずること。
- ・国内においてクラスターが発生した施設については、厳重な感染防止策を講ずること。

<職場への出勤等>

在宅勤務(テレワーク)、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減すること。

<医療機関等への相談>

以下のいずれかに該当する場合には、「帰国者・接触者相談センター」へ相談すること。

- ・息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・重症化しやすい方や妊婦の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- ・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

発熱や咳など、風邪の症状があり、かかりつけ医を受診する際には、直接受診せず、必ず事前に電話で相談すること。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid-19-portal.html#a1-6>

■福岡県新型コロナウイルス感染症一般相談窓口(24時間受付)

TEL:092-643-3288 FAX:092-643-3697

■県民の皆様向けの支援・相談窓口

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid-19-support-individual.html>

■事業者の皆様向けの支援・相談窓口

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid-19-support-corporation.html>

■福岡県の「新型コロナウイルス感染症」についての情報はポータルページをご覧ください。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid-19-portal.html>

【県民の皆様へ】引き続き、感染防止対策への取組みをお願いします。

福岡県では、急激に感染者が増加していた北九州市の感染状況が落ち着いたため、6月19日以降、北九州市の市民や事業者に対する外出自粛や休業要請を解除しました。

今後は、感染の再拡大の防止を図りながら、社会経済活動のレベルを上げていくことが必要となります。自分、家族、社会を守るため、県民、事業者の皆様に対して、次の取組みをお願いします。

・6月19日以降、北九州市を含む全県において、外出自粛は解除するが、引き続き、外出の際には、目的地の感染状況に十分注意を払い、感染防止策を徹底すること。

・催物の開催自粛は、段階的に緩和を実施するが、徹底的な感染防止対策を講ずること。

・在宅勤務、時差出勤など、人との接触の低減やそれぞれの日常生活に応じた「新しい生活様式」の実践を図ること。

■詳しくは県HPをご覧ください。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid-19-portal.html>

(発行元:福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部)

投稿記事:

福岡県では、北九州市の感染状況が落ち着いたため、6月19日以降、全県的に外出自粛や休業要請を解除しました。

今後は、感染の再拡大の防止を図りながら、社会経済活動のレベルを上げていくことが必要となります。
県民、事業者の皆様は、次の取組みをお願いします。

リンク先:

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid19emergency-details.html>